

## 秋田県職務発明に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、職務発明の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明等 特許法(昭和34年法律第121号)第2条第1項に規定する発明、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第1項に規定する考案及び意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第1項に規定する意匠の創作をいう。
- (2) 職務発明 職員がした発明等で、その性質上知事の権限に属する事務の範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (3) 発明者 職務発明をした職員をいう。

### (権利の承継)

第3条 県は、職務発明について、この要綱の定めるところにより特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利若しくは意匠登録を受ける権利(以下「特許を受ける権利等」という。)又は特許権、実用新案権若しくは意匠権(以下「特許権等」という。)を承継するものとする。

### (発明等の届出)

第4条 職員は、その職務に関連して発明等をしたときは、速やかに発明等届(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを所属長に提出しなければならない。

- (1) 発明等の内容を詳細に記載した書類
- (2) 発明等をするに至った経過を詳細に記載した書類
- (3) 特許を受ける権利等が共有に係るときは、各共有者の持分及びその根拠を記載した書類(様式第2号)
- (4) その他知事又は所属長が必要と認める書類

### (権利の承継の決定等)

第5条 所属長は、前条の規定による届出があったときは、当該発明等が職務発明であるかどうかを認定し、職務発明であると認定したときは、県が特許を受ける権利等又は特許権等を承継するかどうかを決定するものとする。

- 2 所属長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨を前条の規定による届出をした者に通知するものとする。当該発明等が職務発明でないとして認定したときも、同様とする。
- 3 所属長は、第1項の規定による認定又は決定をしたときは、発明等判定表(様式第3号)を作成のうえ、これを所管部局長に提出し、所管部局長はその写しをあきた未来創造部長に提出するものとする。

### (特許出願等)

第6条 所属長は、前条第1項の規定により県が特許を受ける権利等を承継する旨の決定をしたときは、特許出願、実用新案登録出願又は意匠登録出願(以下「特許出願等」という。)を行うかどうかを決定するものとする。

- 2 知事は、所属長が特に必要であると認めたときは、国際特許出願を行うものとする。

### (特許出願等の制限)

第7条 発明等をした職員は、当該発明等について、所属長が第5条第1項の規定により職務発明でない

と認定し、又は特許を受ける権利等を承継しない旨の決定をした後でなければ、特許出願等を行ってはならない。

(権利の譲渡の制限)

第8条 発明等をした職員は、当該発明等について、所属長が第5条第1項の規定により職務発明でないと認定し、又は特許を受ける権利等又は特許権等を承継しない旨の決定をした後でなければ、当該特許を受ける権利等又は特許権等を第三者に譲渡してはならない。

(権利の譲渡の義務)

第9条 発明者は、所属長が第5条第1項の規定により県が特許を受ける権利等又は特許権等を承継する旨の決定をしたときは、遅滞なく譲渡書(様式第4号)を所属長に提出し、当該特許を受ける権利等又は特許権等を県に譲渡しなければならない。

(登録補償金)

第10条 知事は、県が特許を受ける権利等を承継し、これに基づき特許権等の設定の登録を受けたとき又は特許権等を承継したときは、当該発明者に対し、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の登録補償金を支払うものとする。

- (1) 特許権 1件につき3万円
- (2) 実用新案権又は意匠権 1件につき1万5千円

(実施補償金)

第11条 知事は、県が職務発明に係る特許を受ける権利等又は特許権等の運用により収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間の収入金額の2分の1の額に相当する額の実施補償金を翌年の5月31日までに支払うものとする。

- 2 知事は、県が特許を受ける権利等又は特許権等を第三者に譲渡したことにより収入を得たときは、当該発明者に対し、当該収入金額の2分の1の額に相当する額の実施補償金を支払うものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、知事は、県が職務発明に係る微生物(特許出願を行ったもので、かつ、出願の日から20年以内であるものに限る。)の運用又は譲渡により収入を得たときは、当該発明者に対し、前2項に準じて実施補償金を支払うことができるものとする。
- 4 知事は、前3項の規定により難しい特別の事情があると認めるときは、別に定めるところにより、実施補償金を支払うことがある。
- 5 知事は、前各項の規定により支払うべき実施補償金の額を決定したときは、所属長を経由して当該発明者に通知するものとする。

(共有に係る補償金の支払を受ける権利の持分)

第12条 前2条に規定する補償金は、当該補償金の支払を受ける権利が共有に係るときは、第4条第3号の持分に応じて各共有者に支払うものとする。

(退職等の場合の取扱い)

第13条 発明者は、退職後も第10条又は第11条の規定による補償金の支払を受ける権利を有するものとし、当該権利を有する者が死亡したときは、その相続人が当該権利を承継するものとする。

(特許出願等に係る費用の支払)

第14条 知事は、県が職務発明に係る特許を受ける権利等又は特許権等を承継した場合において、当該発明者が既に特許出願等に係る手数料その他の費用を支出したときは、当該発明者の申出により当該支

出した費用の額に相当する額を支払うものとする。

2 前条の規定は、前項の規定により費用相当額の支払を受ける権利について準用する。

(不服申立て)

第15条 発明者は、第5条第1項の規定による決定又は第11条第1項から第4項までの規定により支払うべき実施補償金の額の決定に不服があるときは、第5条第2項前段又は第11条第5項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、不服申立書(様式第5号)を提出して知事に不服申立てをすることができる。

2 知事は、前項の規定による不服申立てを受理したときは、当該不服申立てを受理した日の翌日から起算して60日以内に当該不服申立てに対する決定を行い、かつ、その結果を不服申立人に通知するものとする。

(審査会の設置)

第16条 次の各号に掲げる事項を審議させるため、秋田県職務発明審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- (1) 第5条第1項の規定により承継した権利を運用し、又は第三者に譲渡することの決定
- (2) 第11条第4項の規定により支払うべき実施補償金の額の決定
- (3) 前条第2項の規定による不服申立てに対する決定
- (4) その他職務発明に関し知事が必要と認める事項

(審査会の組織)

第17条 審査会は、会長、副会長及び委員10人以内で組織する。

- 2 会長はあきた未来創造部次長をもって充て、副会長はあきた未来戦略課長をもって充てる。
- 3 委員は、会長が任命する。

(会長及び副会長の職務)

第18条 会長は、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審査会の庶務)

第19条 審査会の庶務は、あきた未来創造部あきた未来戦略課において処理する。

(特許等の出願等報告)

第20条 所属長は、第6条の特許出願等を行ったときは、様式第6号により所管部局長に報告し、所管部局長はその写しをあきた未来創造部長に提出するものとする。

- 2 所属長は、特許の出願審査の請求を行ったときは、様式第7号により所管部局長に報告し、所管部局長はその写しをあきた未来創造部長に提出するものとする。
- 3 所属長は、特許出願又は意匠登録出願について拒絶理由通知への意見書又は補正書を提出したときは、様式第8号により所管部局長に報告し、所管部局長はその写しをあきた未来創造部長に提出するものとする。
- 4 所属長は、特許、実用新案登録又は意匠登録(以下「特許等」という。)の拒絶査定を受け、拒絶査定が確定したとき、又は拒絶査定不服審判請求を行ったとき若しくは拒絶査定不服審判の審決があったときは、様式第9号により所管部局長に報告し、所管部局長はその写しをあきた未来創造部長に提出するものとする。
- 5 所属長は、特許等の設定の登録が行われたときは、様式第10号により所管部局長に報告し、所管部

局長はその写しをあきた未来創造部長に提出するものとする。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、職務発明の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成19年3月30日試574号）  
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日試555号）  
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月6日学147号）  
この要綱は、平成22年5月7日から施行する。

- 附 則（平成24年4月2日学63号）
- 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。
  - 2 この要綱の改正による実施補償金の支払は、平成24年度分の実施補償金から適用する。

附 則（平成24年5月21日学158号）  
この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

附 則（平成26年2月25日学810号）  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月6日学8号）  
この要綱は、平成27年4月6日から施行する。

附 則（平成29年3月30日学870号）  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。